

「集合デイ・ケア事業」が実施されます

申込期限 3月14日(土)

集合デイ・ケア事業とは?

この事業は、在宅で介護を要する虚弱老人、及び心身に不自由な者の入浴等のサービスを、家族の介護負担軽減を図ることを目的に実施するもの。

対象者 おおむね六十五才以上の在宅要介護老人(ねたきり老人)及び身体上の障害があるため、日常生活を営むのに支障がある者。

事業内容 特別浴室の利用による入浴の介助、及び輸送、生活相談等のサービスを行う。

使用の手続 施設使用を希望する者は、「使用申込書」、「予約書」並びに主治医の「意見書」を町長に提出してください。

対象者の移送 対象者の自宅、施設間は町で移送しますが、申込者がみずから移送することもできます。ただし、町が行う移送には家族等の付添人を一名付けていただきます。

使用料 無料

四時まで(ただし、祭日に当たった場合は翌日とする。)

場所 小須戸町老人福祉センター

期間 毎年四月一日から十一月末日まで

日時 毎週水曜日午前九時から

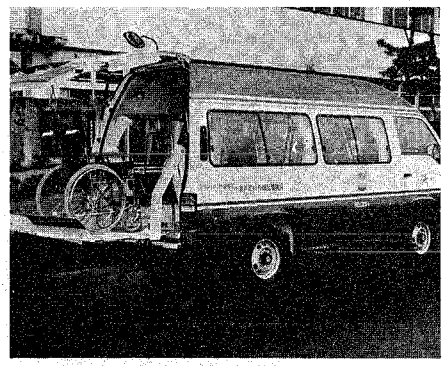
申請用紙は役場にありませう。なお、不明の点がありましたら町民生活課福祉係へお問い合わせください。

特別養護老人ホーム「愛松園」よりお知らせ

老人短期保護事業について

この事業は在宅にあって、お年寄りを日常的に介護している家族が疾病等の理由により、居宅における介護が困難となったときに、そのお年寄りを一時的に当園に保護し、介護の必要なお年寄り、及びその家族の福祉の向上を図ることを目的として実施するものであります。

介護を受けているため、老人ホーム入所の対象とならない者が保護の要件 対象者の介護者が次を掲げる理由により、その家族において対象者を介護できないため、一時的に保護する必要があると町長が認めた場合、
①疾病、出産、冠婚葬祭、事故、災害、失火、出張、転勤、看護、または学校等の公的行事への参加のため介護ができない場合、(加)の要介護老人であり、家族の



「小型リフト付バス」が贈呈されました

「24時間テレビ」愛は地球を救う」チャリティ委員会より

「24時間テレビ、愛は地球を救う」チャリティ委員会より小須戸町社会福祉協議会に福祉活動車「小型リフト付バス」が寄贈されました。

「小型リフト付バス」は地域の民間社会福祉事業の核となる社会福祉協議会の機動力を強化し、寝たきり、独り暮らし老人や、心身障害者に対する在宅福祉を推進するために配備されたものです。

「集合デイ・ケア事業」に、身体障害者、重度心身障害児の社会参加に今後の利用が期待されています。

社会的理由

① 以上の理由で対象者を介護できない場合(私的理由)
② 希望者は短期保護申請書を町長へ提出する。町長は施設に短期保護委託書を提出し、承認があった場合実施する。

③ 保護期間は七日以内(ただし、やむを得ない事情がある場合は必要最少限の範囲内で延長することができぬ。)

④ 移送は家族等が行う。

⑤ 利用料金 県の定めにより町長と申請者が負担する。

(日額：単位円)

区分	社会的	町市村負担		申請者負担		計
		私的	社会的	私的	社会的	
生活保護世帯	特養	5,000	3,200		1,800	5,000
	養護	3,000	1,600		1,400	3,000
一般世帯	特養	3,200		1,800	5,000	5,000
	養護	1,600		1,400	3,000	3,000

小須戸町長選挙の投票結果

小須戸町長選挙が二月一日に執行されましたが、投票率は八九・六六%となり、開票の結果は次のとおりです。

当日の有権者数 七、七〇八
投票総数 六、九二一
棄権者数 七、九七
投票率 八九・六六%
候補者得票数得票順(敬称略)
菅田奈實雄 三、五〇一
佐藤大加志 二、八八六
廣瀬 親成 四、八八一
無効 六八

重度心身障害者に対し 医療費の一部を助成します

医療費の一部を助成します

重度心身障害者に対し、医療費の一部を助成し、重度心身障害者の保健、及び福祉の向上を図ることを目的としています。

対象者

- (1) 知事が交付する療育手帳の交付を受け、障害の程度が「A」と判定されている者
- (2) 身体障害者福祉法による、身体障害者手帳の交付を受け、障害の等級が一級、または二級の者
- (3) (2)と同程度以上の障害を有し、知事の承認を受けて、町長が認定する者

四月からの法律改正により、六月の受給者証の更新は今年から八月となりました。今の受給者証を八月まで使用していただく。なお、老人保健法等の拡大の方は四月から医療費の一部負担をしていただくこととなります。よって三月末日に今の受給者証を返還してください。

入居者募集

県立肢体不自由者更正施設

目的 身体に障害のある方々に指導と訓練を行い、社会復帰をはかるものです。

指導と訓練を行い、社会復帰をはかるものです。

入所資格 身体障害者手帳を持つ

小須戸町大学生奨学金

貸付申込みを受付中です

優秀な学生が経済的な理由により、就学が困難な者に対して、学費を貸与して人材の育成を図ることを目的とした、小須戸町奨学金貸付制度があります。

この制度は、大学生(短期大学、専門学校は除く)を対象にしたものですが、希望される方は、次により申込みをしてください。

出願資格

一、小須戸町に一年以上居住している世帯の子弟

二、人物、学力ともすぐれ、かつ健康であつて学費の支弁が困難と認められる者

貸付月額 二万五千円

貸付期間 貸付決定の月から卒業する学校の最長就学年限の卒業時まで

出願の手続 六十二年度の貸付を希望される方は、奨学金貸与

申込書を四月二十五日までに教育委員会へ提出してください。(申込用紙は当委員会に準備してあります。)

資格者の決定 出願者の人物、健康状態、優秀性、学費支弁の困難な程度などについて適格度の高い者から年二十名を限度として採用を決定します。

その他 小須戸町奨学金以外の公、私設の奨学金との併給は禁止します。奨学金は無利息となります。

※詳細は、教育委員会まで連絡ください。



第23回学研全国児童才能開発コンテスト

都道府県教育長協議会 幹事長賞を受賞

藤井 仁くん (小須戸小4年)

この絵は理科実験の絵です。顕微鏡をのぞく友達がうまく描けてますね。審査員の先生も「垂直や水平の線の走りも面白く、遠くに小さく見える二人のお友達や、まわりの様子なども教室の雰囲気が大変よく描けている珍しい作品」と感心しています。入賞おめでとうございました。